三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字東山一〇七四六の一、一〇七四六の三、字徳富一〇七六一の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字東山一〇七四六の一・一〇七四六の三・字徳富一〇七六一の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字横野字大河内一の二（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大河内一の二（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市北方町二股字二股亥二四四の一一、亥二四四の一二、字東谷亥二八〇の二一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字二股亥二四四の一一・亥二四四の一二・字東谷亥二八〇の二一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市下三輪町一八一三の八、一八一三の九、一八一三の一九から一八一三の二一まで
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第二百十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ジロミゾウ谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
石川県小松市金平町
ノ　一五番三　一号から六号まで
一四番一　七号から九号まで
オ　二番四　十号及び十一号
二番六　十二号から十七号まで
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
後世川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十五年建設省告示第千二十一号で指定した土地の区域を除く。）
石川県白山市八幡町
ソ　五五番　一号
五六番二　二号及び三号
五八番　四号
八七番　五号
ツ　八六番　六号及び七号
八五番二　八号
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
柳倉一号
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
石川県鳳珠郡能登町字藤波
チ字　二番　一号
七番二　二号から九号まで
八番　十号
一五番丁　十二号
一五番丙　十三号及び十四号
一六番　十五号及び十六号
一七番　十七号及び十八号
一八番　十九号
二六番　二十号及び二十一号
三三番　二十二号
三四番甲　二十三号及び二十四号
三六番一　二十五号及び二十六号
三六番三　二十七号
弐四字　三番　十一号
一九番　二十八号
四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
影田川三号
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
石川県鳳珠郡能登町字五郎左エ門分
五字　一番　一号
二部　一番三　二号及び三号
一番五　四号から十六号まで
二番一　十七号から二十一号まで
二番二　二十二号

平成二十九年三月二十三日

農林水産大臣　山本　有二